

保安林予定森林告示附属明細書

(令和8年10月6日付け兵庫県告示第1050号附属)

1 保安林予定森林の所在場所

養父市八鹿町下小田字マルヲカ17の1から17の3まで、18の2から18の4まで、19、20の2、21の1、21の2、22、字北谷23、23の1、24、字ヤマノコシ298の1、298の2、307の1、307の2、317、319の1から319の3まで、321、322

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字北谷23の1（次の図に示す部分に限る。）、字ヤマノコシ298の1・307の1・317・319の1から319の3まで・321（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、298の2、307の2
所在の森林

イ その他の森林については、主伐にかかる伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

(2) 立木の伐採の限度

ア 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の限度は、円山川地域森林計画区南但地区区域の土砂の流出の防備のために指定された保安林（当該保安林が2以上あるときはその集団。以下アにおいて同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの面積を加えて得た面積とする。

南但地区区域とは、次の地域をいう。養父市、朝来市

イ 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、3ヘクタールとする。

ウ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる率を乗じた材積とする。

字マルヲカ17の1・22（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）17の2、17の3、18の3、18の4、字北谷23・23の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、24、字ヤマノコシ298の1、298の2、307の1、307の2、319の1、319の2、322、317・319の3・321（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

所在の森林100分の30

エ (3)に定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を超えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる率（（3）に定める森林につきその率が次の算式により算出された率を超える場合には、次の算式により算出された率とする。）を乗じた材積とする。

字マルヲカ17の1・22（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、18の2、19、20の2、21の1、21の2、字北谷23・23の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字ヤマノコシ317・319の3・321（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

所在の森林100分の40

$$\frac{V_o - V_s \times \frac{7}{10}}{V_o}$$

V_o は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s は、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

オ 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

(3) 植 栽

ア 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可（以下「当該許可」という。）がなされた場合において、当該許可がなされた区域内において、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字マルヲカ17の1・22（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、18の2、19、20の2、21の1、21の2、字北谷23・23の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字ヤマノコシ317・319の3・321（以上3筆について次の図に示す部分に限る。所在の森林

スギ（2,100本）、ヒノキ（2,400本）、マツ（3,000本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能な高木性の広葉樹（3,000本）

イ 択伐により伐採することができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木材積で除して得られる割合を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、当該許可がなされた場合において、当該許可がなされた区域内においては、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字マルヲカ17の1・22（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、18の2、19、20の2、21の1、21の2、字北谷23・23の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字ヤマノコシ317・319の3・321（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）所在の森林

スギ（2,100本）、ヒノキ（2,400本）、マツ（3,000本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能な高木性の広葉樹（3,000本）

（「次の図」は、保安林指定調査地図のとおり。）

保安林指定調査地図

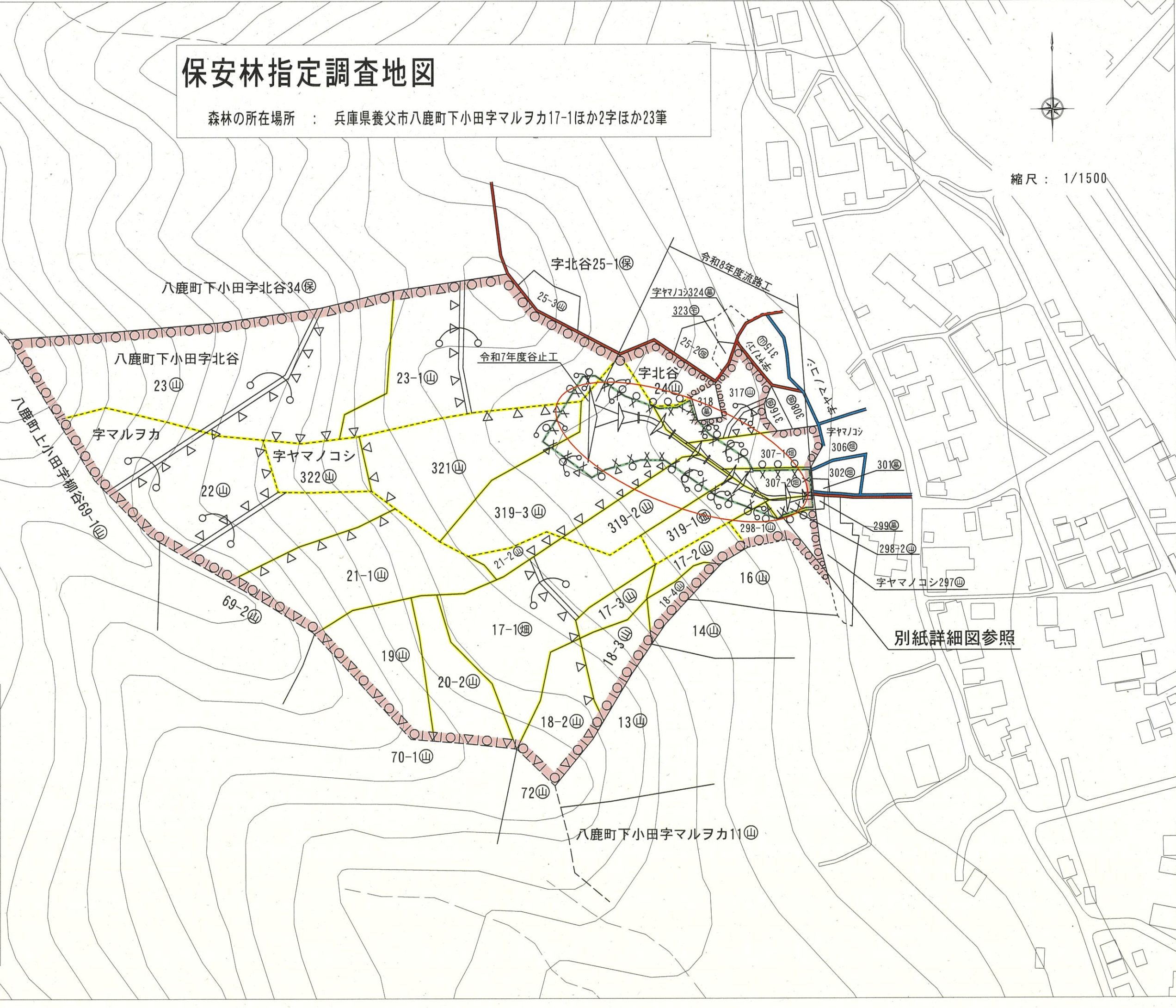
森林の所在場所：兵庫県養父市八鹿町下小田字マルヲカ17-1ほか2字ほか23筆

縮尺：1/1500



凡	例
事項	記号
都道府県界	—●—●—●—●—
市郡界	—●—●—●—●—
町村界	—●—●—●—●—
大字界	—●—●—●—●—
字界	—●—●—●—●—
地番界	—●—●—●—●—

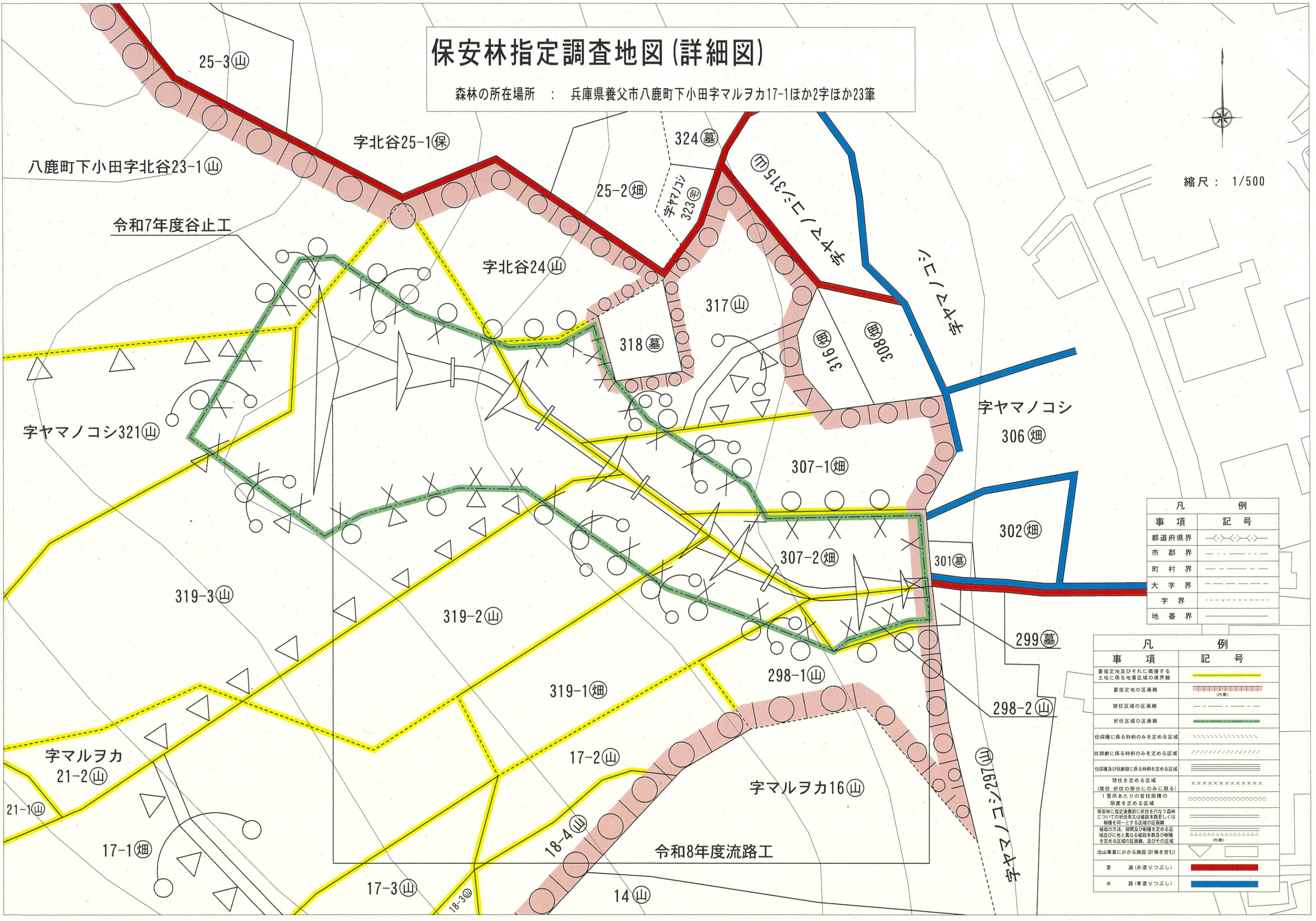
凡	例
事項	記号
要指定地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	———
要指定地の区画線	——— (内側)
禁伐区域の区画線	———
択伐区域の区画線	———
伐採種に係る特例のみを定める区域	//////
伐期齢に係る特例のみを定める区域	//////
伐採種及び伐期齢に係る特例を定める区域	=====
間伐を定める区域 (禁伐・択伐の部分にのみに限る)	xxxxxxxxxxxx
1箇所あたりの皆伐面積の 限度を定める区域	oooooooooooooooo
保安林に指定後最初に択伐を行なう森林 についての択伐率又は植栽本数若しくは 樹種を同一とする区域の区画線	=====
植栽の方法、期間及び樹種を定める区 域並びに地と異なる植栽本数及び樹種 を定める区域の区画線、及びその区域	△△△△△△△△△△△△ (内側)
治山事業にかかる施設(計画を含む)	▽ □
里道(赤塗りつぶし)	———
水路(青塗りつぶし)	———



別紙詳細図参照

保安林指定調査地図 (詳細図)

森林の所在場所 : 兵庫県養父市八鹿町下小田字マルヲカ17-1ほか2字ほか23筆



縮尺 : 1/500

凡	例
事 項	記 号
都道府県界	———
市 郡 界	———
町 村 界	———
大 字 界	———
字 界	———
地 番 界	———

凡	例
事 項	記 号
要指定地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	———
要指定地の区画線	——— (内側)
禁伐区域の区画線	———
択伐区域の区画線	———
伐採に係る特例のみを定める区域	———
伐期齢に係る特例のみを定める区域	———
伐採及び伐期齢に係る特例を定める区域	———
間伐を定める区域 (禁伐・択伐の部分にのみに限る)	××××××××××
1筆あたりの皆伐面積の 限度を定める区域	○○○○○○○○○○○○○○○○
保安林に指定後最初に択伐を行なう森林 についての択伐事業又は植栽本数若しくは 樹種を同一とする区域の区画線	———
植栽の方法、期間及び樹種を定める区 域並びに他と異なる植栽本数及び樹種 を定める区域の区画線、及びその区域	△△△△△△△△△△△△△△ (内側)
治山事業にかかる施設 (計画を含む)	▽ □
里 道 (赤塗りつぶし)	———
水 路 (青塗りつぶし)	———